

設計等の業務に関する報告書(建築士法第 23 条の 6)

建築士事務所の開設者は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に設計等の業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければいけません。

一般社団法人愛媛県建築士事務所協会は、知事あての業務に関する報告書の受理および閲覧等の事務を愛媛県より受託しています。

法第 23 条の 6(平成 19 年 6 月施行)

構造計算書偽装事件を受けた建築士法改正の中で、建築士事務所の情報開示の一環として、提出および知事による閲覧の義務が定められました。

■報告する内容 <正本1部提出>

建築士法第 23 条の 6 の規定による設計等の業務に関する報告書

(第六号の二書式(第二十条の三関係))【第一面】

- ・建築士事務所の業務の実績【第二面】
- ・所属建築士名簿【第三面】
- ・所属建築士の業務の実績【第四面】
- ・管理建築士による意見の概要【第五面】

■提出期限

毎事業年度経過後3ヶ月以内

◇個人事務所の事業年度は、1月～12月として扱います。

◇法人事務所の事業年度は、各法人事務所の決算月に基づきます。

注意:未提出の場合

改正建築士法により「報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして報告書を提出したもの」には**30万円以下**の罰金が科せられます。また行政処分としての懲戒等の対象になります。(建築士法第 41 条第 1 項第 7 号)

■提出先・問い合わせ先

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会

〒790-0002 愛媛県松山市二番町4丁目1-5 建築士会館3階

Tel:089-945-5200 Fax:089-945-5318

(協会へのアクセスはホームページをご参照ください)

なお、申請書類は直接ご持参ください。直接持参できない理由(遠隔地等)のある方は、**必ず受取確認のできる簡易書留等**により提出してください。